

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの期間、同年5月から同年6月までの期間、同年8月から62年3月までの期間、63年7月から平成元年6月までの期間及び同年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月から61年3月まで
② 昭和61年5月及び同年6月
③ 昭和61年8月から62年3月まで
④ 昭和63年7月から平成元年6月まで
⑤ 平成元年11月及び同年12月

年金をもらう時期になって国民年金の納付記録を調べてもらったら、申立期間について、31か月が未納である旨の回答をもらい驚いた。役場に行ったら被保険者の台帳が無くて腹が立った。当時、役場から委嘱された集金人から「手数料が入るので集金させてほしい」と言われ、その人を信用して保険料を納付した。自分は未納にした月は一度も無いと確信しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、役場から委嘱された集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、当該期間中に役場から委嘱された専任徴収員が、申立人の地域における保険料の集金業務を行っていたことが、近隣の国民年金被保険者より証言が得られたことから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は、昭和48年4月に国民年金の付加保険料の納付を開始してから、厚生年金保険の被保険者となる前の平成4年2月まで、申立期間

を除いた保険料及び付加保険料をすべて納付しており、申立人と一緒に保険料及び付加保険料を納付していたとするその妻も、申立期間⑤の付加保険料のみは未納であるものの、そのほかの申立期間の保険料及び付加保険料はすべて納付していることから、その妻の保険料納付に対する意識の高さがうかがわれ、申立人の、申立期間のみ保険料及び付加保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間については、いずれも短期間であり、各申立期間前後の国民年金保険料及び付加保険料は納付されている上、申立期間当時、保険料が未納に転ずる契機となるような、生活状況の変化なども認められないことから、申立期間の保険料が納付されなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月

当時、母は生命保険会社の総務課で厚生年金保険の事務を担当しており、年金制度に詳しくなかったので、20歳になったときに母から国民年金に加入するように指示を受けた。母と市役所に行って、国民年金の加入手続をした記憶がある。申立期間の1か月だけが未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、常に国民年金または厚生年金保険に加入し、未加入期間も無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行われていることから、年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の納付状況等を踏まえると、申立人が申立期間の保険料を未納としておくことは不自然であり、さらに、申立期間当時、1か月という短期間の国民年金保険料を納付できなかったような特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで
昭和47年4月から49年3月までの保険料を納付したことを示す領収証書を持っているが、納付期間と金額が違うため納付が認められないとされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金「納付書・領収証書」により、昭和44年6月から47年3月までを特例納付制度を利用し、同年4月から49年3月までを過年度保険料として50年5月31日に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、当時、申立人が申立期間を含めてすべての未納期間の保険料を納付する意思を有していたことは明らかである。

また、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は、領収日付である50年5月31日の時点では、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられるが、本来時効後に納付された保険料は還付しなければならないところ、当時、行政庁が還付せず、特例納付の実施期間中であったことから、当該期間の12か月分の過年度保険料を47年4月から同年10月までの7か月分の特例納付保険料として充当した経過がうかがわれる。しかし一方で、この充当により同年11月から48年3月までの未納期間が生じたのであれば、行政庁はその不足している保険料の納付を促すことは当然であり、すべての保険料を納付しようとした申立人が未納にしておくことは考え難い。

さらに、当初、社会保険庁の記録では昭和49年4月から同年12月までの期間について、国民年金保険料が未納とされていたが、市の被保険者名

簿により納付が確認できたことから、記録の訂正が行われた経緯があり、行政庁における記録管理が不十分であった可能性も否定できない。

加えて、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、5か月間という短期間の申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで
自分の将来のため、また、年金受給者の方のためにも必要であると思
い、昭和51年9月に国民年金に任意加入し納付を始めた。61年4月か
らはサラリーマンの妻は保険料を納付する必要がなくなったが、それま
ではすべて納付していたので空白期間があるとは思えない。
誰かが勝手に解約したとも思えないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、任意加入当初、付加保険料も納付していることから、国民年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の前後を通じて住所や夫の職業等に変更は無く、生活状況に大きな変化も認められないことや、申立人が昭和60年10月に任意加入の喪失手続を行った記憶が無いことなどを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金を未加入にして定額保険料及び付加保険料を納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から50年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続と保険料納付は父が行い、父の死亡後は兄が納付してくれたと思う。父も兄も死亡しており詳しいことは分からないが、市役所の人が集金に来たことがあった。なお、申立期間の保険料は自分で納付したことは無い。

申立期間について、同居の兄と義母は保険料を納付していたので、自分の保険料も納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A市の被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立人、同居の兄及び義母が国民年金保険料を一緒に過年度納付したことがうかがわれるところ、当初、社会保険庁の記録では3名とも未納とされていたが、平成15年に兄の納付記録のみが未納から納付済みに訂正された経過があることから、行政庁における記録管理が不十分であった可能性も否定できない。

また、申立人を含めた同居の兄及び義母の申立期間②前後の国民年金保険料の納付行動は同一であることから、兄の納付記録のみが納付済みに訂正され、申立人の保険料が未納とされていることは不自然である。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月に払い出されており、38年4月の20歳までさかのぼって国民年金に加入したものと推

認されるが、その手帳記号番号が払い出された時期は特例納付期間中ではあるものの、申立期間①について申立人がまとめて国民年金保険料を特例納付したこともうかがえず、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。なお、同居の兄及び義母の手帳記号番号は同年12月に払い出され、申立期間①と同期間については保険料を定額納付していることから、申立人とは事情が異なる。

また、申立期間①の国民年金保険料が納付されていたとすれば、申立期間①当時から同じ住所に在住している申立人に対して、昭和50年5月に新たに別の国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る事業所における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月26日から同年4月1日まで

A社に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、平成5年2月26日から同年4月1日までの期間が空白となっていることが判明した。給料は以前と変わらずに支給され、厚生年金保険料についても給料から控除されていたことを証明する当時の給料明細書があるので、この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び給料明細書により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁の記録によると、当該事業所は平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その直後である同年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっているが、その前後の事業所の事業主及び事業所所在地は同一であり、申立人を含む同年2月26日に資格喪失をした従業員のほぼ全員が同年4月1日に在籍している上、商業法人登記簿においても解散の形跡は無いことを踏まえると、申立期間において同事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において適用事業所ではなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録によると、平成5年2月26日に資格喪失し、同年4月1日に資格取得していることが確認できるところ、その資格喪失の処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降の同年3月29日付けで遡^{そきゆう}及して行われている上、そのわ

ずか8日後の同年4月6日に同年4月1日資格取得の処理が行われていることが確認できるが、事業所及び従業員の勤務の継続を踏まえると、かかる事務処理は不自然である。

さらに、社会保険庁における当該事業所の同僚の記録によると、その標準報酬月額が2年以上^{そきゅう}遡及して当初の標準報酬月額から16等級低い標準報酬月額に、同事業所が適用事業所でなくなった日以降、不自然に引き下げられている事実がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年2月26日に資格喪失した旨及び当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年1月の社会保険庁の記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年3月まで

申立期間当時は、両親と生計を共にしており、私が20歳の時に父が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれた。その後は、自分で保険料を納付して来た。領収書等、納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月に払い出されており、その時点で20歳到達時の43年9月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認されるが、申立期間の保険料をさかのぼって過年度納付したような事情は見当たらない。

また、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人自身が、直接国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び同年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和46年4月から50年3月まで

昭和46年1月から同年3月までは実家にいたが、そのころに父がA区役所で国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたと母から聞いた。同年4月にB市で結婚すると同時に国民健康保険及び国民年金に加入し、町内の納税組合の集金で夫婦二人分の保険料を納付していた。その後、時期は不明だが近所の国民年金推進員が保険料の集金に来るようになり、1,100円ぐらいを納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、その父親が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたと主張しているところ、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月ごろにA区で払い出されている。しかし一方で、申立人は婚姻に伴い同年4月にB市に住所変更しており、B市において50年10月に夫婦連番で別の手帳記号番号の払出しを受けていることを踏まえると、申立期間当時に国民年金の住所変更の手続が行われていなかったことが推認される上、保険料を納付したとするその父親は他界していることから当時の詳しい状況も不明であり、話を聞いたとするその母親も納付に関する具体的な記憶は無い。

また、申立人は、申立期間②について、元夫との婚姻と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納税組合に夫婦一緒に納付していたと主張しているが、一緒に保険料納付をしたとする元夫も当該期間は未納である上、申立期間当時、B市が納税組合に集金依頼していたのは税金のみであり、当時の事情を知る近隣住民も、「納税組合の集金と国民年金保険料の集金は別であった」と証言していることから、申立人の主張とは整合しない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 48 年 8 月まで
社会保険事務所から「A社は、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、被保険者として記録されていない」との回答をもらったが、昭和 46 年 6 月から 48 年 8 月ごろまで働いていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立期間と相違するものの、昭和 48 年 2 月 16 日から同年 11 月 7 日までの雇用保険加入記録及び同僚の証言から確認できる。

しかしながら、現在の事業主の「従業員から厚生年金保険に加入したくないとの申出があった場合、当時の事業主は厚生年金保険に加入させなかったことも考えられる」との証言に併せて、複数の同僚から「厚生年金保険の加入は選択制であった」との証言が得られた上、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険加入記録も確認できないことを踏まえると、事業主がすべての従業員の厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っていた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番が無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 39 年 4 月まで

社会保険庁の記録では、A社において昭和 39 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることになっているが、38 年 9 月に入社したのは間違いないので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和 39 年 5 月 1 日）より前である昭和 38 年 9 月に同社B支店に入社したと申述しているところ、社会保険庁の記録によると、同社における 39 年 5 月 1 日の被保険者資格取得者が多数存在することから、厚生年金保険の加入手続は本社で一括して行われていたことがうかがえ、申立人と同様に同社同支店に勤務していた同僚を特定することができないことから、証言を得ることができない上、同社への照会に対する回答も「当時の資料は無く、申立人の在籍の事実については不明である」旨であったことに加え、同社における申立人の雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立期間において、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚は「申立人の入社時期は覚えていないが、一緒に働いていたことは間違いなし。自分は、B支店に入社し、本採用になるまで1年くらいあり、厚生年金保険も本採用になってから加入しているようだ」旨を証言していることから、申立人の申立期間についても、本採用になる前の試用期間であったことが推認できる。

さらに、申立人は厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から同年 10 月 16 日まで
A社B出張所に昭和 38 年 12 月 2 日から 39 年 10 月 16 日まで勤務しており、その間勤務の内容等に変更は無かったが、同年 3 月で資格喪失になっているのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B出張所における被保険者資格喪失日である昭和 39 年 3 月 16 日以降も、継続して同年 10 月 16 日まで勤務していたと申し立てているが、現在、同社の社会保険関係事務を行っているC社に、申立人及び申立人が一緒に退職したとするA社B出張所の所長の在職期間を照会したところ「現時点では残存する資料が無く確認できない」との回答を得ており、同僚及び前述の当時の同出張所長からも具体的な証言が得られないことから、申立人の勤務期間を推認することができない。

また、申立人は申立期間において大型トラックの運転助手として夜間の配送業務に就いていたが、当時、地元の消防団にも所属しており、申立人は「春と秋の火災予防週間時には、1週間ずつ続いて早朝と深夜の訓練が行われるため、その間は夜勤ができない状況であった。春の行事の時には特に会社とのトラブルは無かったが、次の秋は、その間夜勤ができないと会社に伝えると『困る』と言われたので退職した」と申述しているところ、申立人が昭和 39 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることを踏まえると、当該事業所では春に消防団の訓練が行われた際に、申立人の被保険者資格を喪失させていた事情もうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保有する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には訂正等の形跡は見当たらないことから、不自然な事情はうかがえず、社会保険事務所が申立人の資格喪失日の記録を誤ったとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで
昭和14年4月から24年4月6日までのA社における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、男性の事務系従業員の場合、19年10月1日以前は法律の準備期間中のため、それ以前の加入期間は無旨の回答を社会保険事務所から得た。同年6月1日の1年以上も前から現場で働いており、事務系従業員でなく工場労働者であった。厚生年金保険被保険者証には、同年6月1日が資格取得日になっている。厚生年金保険料について給与明細書など控除されていたことが確認できる書類は無いが、同年6月1日から同年10月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和14年4月18日から24年4月6日までA社に勤務していたことは、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険被保険者名簿から確認できる。

しかしながら、申立人は申立期間の1年以上前から工場労働者であったと主張しているが、同僚等は生存していないため証言等を得ることができず、申立人の申立期間における勤務状況が確認できないところ、社会保険事務所が保有する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年6月1日となっていることから、事業主は、事務系男子従業員及び女子従業員への適用が拡大された厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）に基づく被保険者として、申立人に係る資格取得の届出を行い、その保険料控除については同法附則第1条及び第3条の規定に基づき同年10月1日から開始したことが推認できる。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる

給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。